

令和6年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計予算

令和6年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 県支出金		1,946 ^{千円}
	1. 県補助金	1,946
2. 諸収入		6,554
	1. 雑収入	6,554
歳入合計		8,500

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		8,500 ^{千円}
	1. 総務管理費	8,500
歳出合計		8,500

令和6年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和6年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		6,717,348 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,717,348
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手数料	120
3. 県支出金		26,630,751
	1. 県補助金	26,630,751
4. 財産収入		200
	1. 財産運用収入	200
5. 繰入金		2,452,687
	1. 一般会計繰入金	2,452,687
6. 諸収入		58,894
	1. 延滞金及び過料	5,000
	2. 雑収入	53,894
歳入合計		35,860,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		965,219 ^{千円}
	1. 総務管理費	861,202
	2. 賦課徴収費	103,331
	3. 運営協議会費	686
2. 保険給付費		25,841,511
	1. 給付諸費	25,841,511
3. 事業費納付金		8,635,601
	1. 医療給付費金 事業費納付金	5,666,001
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,238,451
	3. 介護納付金 事業費納付金	731,149
4. 共同事業拠出金		9
	1. 共同事業拠出金	9
5. 保健事業費		388,218
	1. 特定健康診査等事業費	351,724
	2. 保健事業費	36,494
6. 基金積立金		200
	1. 基金積立金	200
7. 諸支出金		29,242
	1. 還付及び還付加算金	29,242
歳出合計		35,860,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	6,500 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	9,000
特定健康診査受診券印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	2,000
情報システム機器廃棄委託	令和6年度から 令和7年度まで	15

令和6年度奈良市土地区画
整理事業特別会計予算

令和6年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,478,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		48,000 ^{千円}
	1. 国庫交付金	48,000
2. 清算金		3,345
	1. 清算金	3,345
3. 繰入金		1,134,755
	1. 一般会計繰入金	1,134,755
4. 市債		291,900
	1. 市債	291,900
歳入合計		1,478,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		4,300 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	4,300
2. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費		796,700
	1. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費	796,700
3. 公債費		677,000
	1. 公債費	677,000
歳出合計		1,478,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J R 奈良 駅南地区 土地区画整理事業	千円 291,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和6年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和6年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 險 料		8,148,859 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	8,148,859
2. 国 庫 支 出 金		8,245,774
	1. 国 庫 負 担 金	6,282,622
	2. 国 庫 補 助 金	1,963,152
3. 支 払 基 金 交 付 金		9,582,817
	1. 支 払 基 金 交 付 金	9,582,817
4. 県 支 出 金		5,019,279
	1. 県 負 担 金	4,826,038
	2. 県 補 助 金	193,241
5. 財 産 収 入		6,214
	1. 財 産 運 用 収 入	6,214
6. 繰 入 金		5,589,560
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,422,961
	2. 基 金 繰 入 金	166,599
7. 諸 収 入		7,497
	1. 雑 収 入	7,497
歳 入 合 計		36,600,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		806,284 ^{千円}
	1. 総務管理費	400,990
	2. 賦課徴収費	27,833
	3. 介護認定審査会費	377,461
2. 保険給付費		34,180,500
	1. 介護サービス等諸費	34,180,500
3. 地域支援事業費		1,461,314
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,304,645
	2. 包括的支援事業・任意事業費	156,669
4. 基金積立金		6,214
	1. 基金積立金	6,214
5. 諸支出金		145,688
	1. 償還金及び還付加算金	11,200
	2. 繰出金	134,488
歳出合計		36,600,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険負担割合証等印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	1,600 ^{千円}
介護保険料通知書印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	8,200
介護認定審査会事務用封筒印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	230
介護認定調査事務用封筒印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	800
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	令和6年度から 令和7年度まで	4,471

令和6年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		27,262 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	27,262
2. 繰越金		48,931
	1. 繰越金	48,931
3. 諸収入		13,581
	1. 貸付金元利収入	13,481
	2. 雑収入	100
4. 市債		17,226
	1. 市債	17,226
歳入合計		107,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		82,845 ^{千円}
	1. 総務管理費	43,559
	2. 貸付金	39,286
2. 諸支出金		24,155
	1. 繰出金	24,155
歳出合計		107,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	千円 17,226	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに 寡婦福祉法第37条 第2項、第4項及び 第6項に定めるところ による。

令和6年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和6年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,815,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		7,307,627 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	7,307,627
2. 国庫支出金		68,000
	1. 国庫補助金	68,000
3. 繰入金		1,392,605
	1. 一般会計繰入金	1,392,605
4. 繰越金		35,870
	1. 繰越金	35,870
5. 諸収入		10,898
	1. 延滞金・加算金及び過料	958
	2. 償還金及び還付加算金	9,940
歳入合計		8,815,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		143,063 ^{千円}
	1. 総務管理費	122,003
	2. 徴収費	21,060
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		8,671,937
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	8,671,937
歳出合計		8,815,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期 間	限 度 額
	後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	5,300 ^{千円}

令和6年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病床数	一般病床	349床
	感染症病床	1床
2. 年間患者数		
(1) 入院		102,930人
(2) 外来		187,813人
3. 1日平均患者数		
(1) 入院		282人
(2) 外来		641人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		1,348,516千円
第1項 医業収益		58,625千円
第2項 医業外収益		1,147,798千円
第3項 看護師養成事業収益		134,616千円
第4項 特別利益		7,477千円
支 出		
第1款 病院事業費用		1,397,235千円
第1項 医業費用		1,246,456千円
第2項 医業外費用		13,617千円
第3項 看護師養成事業費用		134,962千円
第4項 特別損失		700千円

第5項 予 備 費 1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 183,080千円

第1項 補 助 金 1,665千円

第2項 負 担 金 181,415千円

支 出

第1款 資本的支出 183,080千円

第1項 建 設 改 良 費 1,665千円

第2項 企 業 債 償 還 金 181,415千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医 業 費 用

第2項 医 業 外 費 用

第3項 看 護 師 養 成 事 業 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 55,954千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,547千円である。

令和6年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	180,839戸
2. 年間総給水量	41,925,383m ³
3. 1日平均給水量	114,864m ³
4. 主要な建設改良事業	2,610,909千円
(1) 配水施設整備費	251,940千円
(2) 配水施設費	10,426千円
(3) 施設費	393,856千円
(4) 配水施設改良費	1,259,125千円
(5) 受託配水管改良費	59,499千円
(6) 東部地域建設改良費	169,114千円
(7) 都祁地域建設改良費	413,564千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	53,385千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,161,000千円
第1項 営業収益		7,491,165千円
第2項 営業外収益		1,669,827千円
第3項 特別利益		8千円
	支	出
第1款 水道事業費用		8,974,000千円
第1項 営業費用		8,538,153千円

第2項 営業外費用	419,449千円
第3項 特別損失	6,398千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,472,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,058,017千円、当年度分損益勘定留保資金365,875千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,108千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,459,000千円
第1項 企業債	894,900千円
第2項 補助金	61,224千円
第3項 負担金	230,237千円
第4項 分担金	272,639千円

支 出

第1款 資本的支出	3,931,000千円
第1項 建設改良費	2,838,741千円
第2項 固定資産取得費	34,954千円
第3項 企業債償還金	1,047,305千円
第4項 予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	川上施設 送配水管 布設工事	千円 178,200	6	千円 79,981
				7	98,219

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設 改良費	口径300耗 配水本管 布設工事	千円 262,900	6	千円 99,990
				7	162,910
		口径150～ 75耗配水支管 改良工事	173,250	6	32,670
				7	140,580

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大 潤 配 水 池 法 面 整 備 工 事	令和6年度から 令和7年度まで	千円 56,100
奈 良 市 企 業 局 庁 舎 外 壁 他 修 繕	令和6年度から 令和7年度まで	134,462
東 部 送 水 幹 線 基 本 設 計 業 務 委 託	令和6年度から 令和8年度まで	59,620
各 施 設 耐 震 補 強 工 事 等 に 伴 う 設 計 業 務 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	63,855
藤 ノ 木 送 水 施 設 設 計 業 務 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	98,252

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 894,900	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,429,844千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 104,609千円
- (2) 児童手当補助金 12,394千円
- (3) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 84,876千円
- (4) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 15,332千円
- (5) 月ヶ瀬地域に係る高料金対策補助金 3,216千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、116,520千円と定める。

令和6年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 水洗化人口	313,250人
2. 年間有収水量	35,353,000m ³
3. 1日平均有収水量	96,858m ³
4. 主要な建設改良事業	1,048,008千円
(1) 管渠建設費	80,451千円
(2) 管渠改良費	487,220千円
(3) ポンプ場建設改良費	30,932千円
(4) 処理場建設改良費	172,603千円
(5) 流域下水道整備事業費	276,802千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,612,000千円
第1項 営業収益		5,718,329千円
第2項 営業外収益		2,893,646千円
第3項 特別利益		25千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		8,362,000千円
第1項 営業費用		7,936,874千円
第2項 営業外費用		416,547千円
第3項 特別損失		3,579千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,522,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,519,993千円及び当年度分損益勘定留保資金1,002,007千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,735,000千円
第1項 企業債		1,508,100千円
第2項 他会計補助金		99,710千円
第3項 国庫補助金及び交付金		121,000千円
第4項 県補助金		1,100千円
第5項 負担金等		5,090千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,257,000千円
第1項 建設改良費		1,089,334千円
第2項 固定資産取得費		1,000千円
第3項 企業債償還金		3,166,666千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資斡旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	令和6年度から令和10年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利1.40%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	令和6年度から令和10年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,508,100	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 250,533千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、812,836千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市告示第167号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和6年3月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
令和5(3)年度国民健康保険料督促状	11月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5(4)年度国民健康保険料督促状	11月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	6月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	7月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	8月期	令和5年9月20日	令和5年10月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	8月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	9月期	令和5年10月19日	令和5年11月2日
令和5年度国民健康保険料督促状	9月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	10月期	令和5年11月20日	令和5年12月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	10月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	11月期	令和5年12月20日	令和6年1月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	11月期	令和6年1月17日	令和6年1月31日
令和5年度国民健康保険料督促状	12月期	令和6年1月17日	令和6年1月31日
令和5年度国民健康保険料督促状	1月期	令和6年2月20日	令和6年3月5日
令和5年度国民健康保険料督促状	2月期	令和6年3月19日	令和6年4月2日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和6年4月16日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり
別紙省略

(令和6年3月29日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和6年3月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司
奈 総 法 第 200 号
令 和 6 年 3 月 11 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様

同 宮池 明 様
同 内藤 智 司 様

奈良市長 仲川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和3年度包括外部監査「債権管理に関する財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について
第3 包括外部監査の結果及び意見

5 国民健康保険料

(3) 未収金に関する調査

② 結果及び意見

自主的な一部納付中の債権があっても、残債権について不納欠損処理を行っている債権があるが、債務承認を要請する等により残債権についても回収の努力を続けるべきである。

(国保年金課)

【監査結果】

国民健康保険料は、6月から翌年3月まで年間を10期に分けての納付となっている。滞納債権のうち自主的な一部納付が行われている場合、法的に支払われた期に対してのみ債務承認され、他の期については債務承認の効果は及ばず、結果として不納欠損処理となっている債権が散見された。

しかし、自主的な一部納付を行っている債務者は、それぞれの諸事情があるなか、国民健康保険料の滞納債権の弁済の意思を有する債務者である。国民健康保険制度が加入者からの保険料納付によって運営されていることに鑑みると、このような納付の意思がある債務者に対する債権については、その納付の意思を慎重に判断する等した上で必要に応じて債務承認を行う等により、納付の意思があるにもかかわらず不納欠損するようなことがないよう、より多くの金額が回収できるよう努力を務めるべきである。

【措置の内容】

令和4年度から国税局OB5名を徴収専門員として採用し、滞納保険料徴収に係る体制を整えたことにより、自主的な一部納付を行っている債務者に対して行っている催告件数が、令和3年度の42件から令和4年度は1,654件となり1,612件の増加となりました。

債務承認及び分割納付誓約についても、令和3年度の実績は227件でありましたが、令和4年度の実績は755件となり、528件の増加となりました。

不納欠損額は、令和2年度決算時3億2,263万2,433円であったのが、令和4年度決算時は2億6,907万3,593円となる見込みであり、徴収努力により5,355万8,840円減少させることができました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

5 国民健康保険料

(3) 未収金に関する調査

② 結果及び意見

会計年度末における債権システム残高と貸借対照表計上額が照合できていない。適切な財務諸表を作成するためにも、会計年度末におけるシステム残高を適切に照合するべきである。

(財政課)

【監査結果】

国保年金課では、国民健康保険料の徴収業務においてシステムを導入しているが、市の財務諸表作成に際して、システム上の債権残高と未収金の貸借対照表計上額との照合が実施されていなかった。

未収金残高は、原課における債権管理の結果として財務諸表に計上されるものである。決算計上額と一致する残高について明細資料を作成することで、年度を通じた業務処理の適切性を検証するとともに、財務諸表残高の適正性を疎明することが可能となる。したがって、決算時における未収金残高はシステム上の残高と照合する必要がある。

【措置の内容】

令和4年度決算に基づく財務書類の作成時において、修正仕訳を行う予定であり、令和5年度中に適切な債権額を公表します。

今回の原因として、全体会計のうち、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の債権額について、決算仕訳後の照合が漏れていたため、今後は一般会計等と同様に各債権額との照合を適切に行います。

第3 包括外部監査の結果及び意見

7 公立保育所措置費自己負担金、私立保育所措置費自己負担金及び認定こども園利用者負担金

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

(イ) 結果及び意見

強制徴収公債権にもかかわらず、強制的な債権回収の手続を実施することなく、時効到来をもって不納欠損処理している。強制的な債権回収の手続を実施すべきである。

(保育所・幼稚園課)

【監査結果】

本負担金は強制徴収公債権であるが、滞納債権に関する強制的な債権回収の手続（財産調査、滞納処分等）を実施することなく、時効到来をもって不納欠損処理している。少しでも徴収率を向上させるべく、強制的な債権回収を実施すべきである。

また強制的な債権回収の実務が適切に行えるよう、所管課内で詳細な手順を明文化させたマニュアルを整備するとともに、債権回収のノウハウを蓄積させる必要がある。

【措置の内容】

強制的な債権回収の手続について、令和4年度は滞納整理課の指導のもと、財産調査や滞納処分等の債権回収を行うための様式やマニュアルの整備を進め、金融機関への預金調査を実施しました。令和5年度は、自主納付に応じない高額滞納者について、引き続き財産調査を行うとともに、滞納処分等の実施を検討することといたします。

第3 包括外部監査の結果及び意見

7 公立保育所措置費自己負担金、私立保育所措置費自己負担金及び認定こども園利用者負担金

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

(イ) 結果及び意見

システム移行処理に不具合があった結果、催告等の適切な手続が行えず、収納率の低下を招いた。システム移行は慎重に対応すべきである。

(保育所・幼稚園課)

【監査結果】

債権管理システムに関して、旧システムから新システムへ移行する際、特殊な登録パターンの債権データ等が適切に移行処理できなかったが、新システム稼働後に解決することとし、新システムを稼働させた。しかし、新システム稼働後に課題の解決が進まず、その結果、催告等の適切な手続が実施できなくなり、収納率の低下を招く事態となった。システム移行の際は、どのような課題があるのか早期に洗い出すとともに、課題が発見された場合は、移行により業務が滞らないように、稼働を遅らせるなどの対応も視野に入れつつ、慎重に対応する必要がある。

【措置の内容】

旧システムから現行システムへの移行時に発生した障害は、旧システムよりも更に古いシステムから移行されていた債権等のデータが、旧システムに適合していなかったことにより発生した障害です。これらの不適合データは令和2年度中に現行システムに適合させているため、次回データ移行時に障害が発生するおそれはありません。なお、本システムは国が推進する「自治体情報システム標準化」の対象となる20業務に含まれているため、令和7年度末に国が定める標準仕様への移行を予定しています（標準仕様へは、現行システムをそのままリフトするため債権データ等の移行は伴いません）。次回のシステム移行は標準仕様への移行後となりますが、稼働前データ検証の方法等についてベンダーと協議を行い、障害を発生させないよう十分な対策を講じます。

第3 包括外部監査の結果及び意見

8 市営住宅に関する未収金

(3) 未収金に関する調査

② 結果及び意見

滞納者への督促等の履歴を紙資料で管理しているため、効果的かつ効率的な管理ができていない。システムや表

計算ソフトを活用し、督促状況を管理すべきである。

(住宅課)

【監査結果】

住宅使用料及び水道料金について、入居者情報、調定処理、納付書作成、収納消込処理、口座振替データ管理などの入居者に関する情報を公営住宅システムにて管理しているが、書面や電話での納付の督促、滞納者の自宅訪問等の履歴は紙資料でしか残されていない。また、督促記録についても大半は直近15年程度の履歴であり、滞納発生からの全ての履歴が残されているわけではない。さらに、手書きの記録であるため、不明瞭な記載により情報が正確に残されていないものも見受けられた。その結果、各債権に対する督促の頻度や対応状況にばらつきがある。

滞納者に対する督促等を統一するためにも、システムやエクセル等で督促履歴を管理し、職員が適切に督促等を実施しているか確認できる体制を構築することが必要である。

【措置の内容】

滞納者の督促等の履歴については、システム管理していくこととしました。

過去の滞納者については、エクセルにより分納状況を管理し、適切に督促等を実施するようにしました。

新規の滞納者に対する督促等については、奈良市営住宅家賃滞納処理要領等により統一されております。

また、指定管理者制度の検討において、管理体制の再構築を図っていきます。

第3 包括外部監査の結果及び意見

8 市営住宅に関する未収金

(3) 未収金に関する調査

② 結果及び意見

住宅使用料と水道料金を滞納した場合、住宅使用料のみ分納誓約を結び優先的に回収するため、水道料金債権の時効到来が多くなっている。両者を合わせて分納誓約を結び、水道料金の時効の到来を極力減らすべきである。

(住宅課)

【監査結果】

住宅使用料と水道料金を滞納した場合、住宅使用料のみ分納誓約を結び、水道料金は住宅使用料の支払後に徴収予定としている。そのため、滞納した水道料金の回収が進まず、水道料金債権の時効到来が多くなる原因となっている。両者を滞納した場合には、両者を合わせて分納誓約を結ぶことで、納期限の到来が早い債権の回収を進め、時効の到来を極力減らす必要がある。

【措置の内容】

令和4年度から、新規分については、住宅使用料と水道料金を合わせて分納誓約を結んでおります。

第3 包括外部監査の結果及び意見

13 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

(イ) 結果及び意見

分割納付期間が債権の時効期間を超えて計画されているものがある。仮に滞納が発生しても適時に債務承認を実施して債権の消滅を防ぐよう、分割納付期間は債権の時効期間以内に変更するべきである。

(保護課)

【監査結果】

生活保護法第63条返還金、生活保護費過払い分、生活保護法第78条徴収金のうち、分割納付の期間が平成20年から平成284年までと、完済までに250年以上を要する分割納付計画が策定されているものがあった。当該分割納付計画は平成20年に策定されたものであり、平成29年の債権管理マニュアル改訂（長期間にわたる分割納付計画の策定を控え、3年ごとに計画を見直すよう要請）前に策定されたものである。しかし、債権固有の時効期間を超える分割納付計画は、分割納付期間中に仮に滞納が発生した場合、適時に債務承認を実施しなければ徴収権が消滅するおそれがあるだけでなく、264年という非現実的な納付期間は債務者に完済する必要がないとの誤った認識を与える危険性がある。このような債権については、債務者と協議し、最新の債権管理マニュアルに沿った分割納付計画に変更する必要がある。

【措置の内容】

令和4年8月に当該分割納付計画の債務者と協議し、分割納付の期間を3年に変更しました。そのほかの債権に

についても債権管理マニュアルに沿って3年ごとに分割納付計画を見直しています。

第3 包括外部監査の結果及び意見

13 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金

(2) 未収金の回収業務

② 未収金の残高管理

(イ) 結果及び意見

債権管理を紙台帳で実施しているため、不都合が生じている。システムの導入や表計算ソフトの利用などを検討し、紙台帳での管理を改めるべきである。

(保護課)

【監査結果】

債権管理台帳が紙台帳であるため、以下の不都合が生じている。

- ・ 件数が多いことから、債権管理台帳の合計額が算出できず、会計システムの未収金残高との一致を確認できていない。その結果、市が報告する財務書類の正確性が担保できていないだけでなく、債権管理台帳の消込誤りも見発できないおそれがある。

- ・ 時効到来の有無は、最終償還年月日からの経過年数を1件ずつ、年度決算時に目視で確認しているため、非効率であるだけでなく、件数が多いため全ての債権について確認できていない。結果、時効の到来により消滅している債権が計上されたままとなっている。実際、令和2年度に不納欠損処理された未収金の中には、10年以上前に時効が到来し消滅しているはずのものが数十件含まれていた。

- ・ 職員によって記入方法が異なっており、例えば、日付の記載がなく職員の印が押されているもの（入金されているのか否かが不明瞭）、斜線や蛍光マーカーによって強調されているもの（取消しなのか否かが不明瞭）があり、債権状況の把握が困難になっている。

システムの導入や表計算ソフトの利用などを検討し、効果的かつ効率的に正確な管理ができる体制を構築する必要がある。

【措置の内容】

令和4年度末までに、表計算ソフトによる債権管理台帳を作成しました。それにより、債権管理台帳の合計額の算出、会計システムの未収金残高との一致の確認、時効到来の有無の確認等を効率的かつ正確にできる体制となりました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

14 児童扶養手当過払金返還金

(2) 未収金の回収業務

② 結果及び意見

催告してもなお納入しない債務者への対応として、裁判上の手続によって債権回収するといった適切な方法を検討すべきである。

(子ども育成課)

【監査結果】

今回の調査において、督促や催告を受けてもなお債務者が納入せず、一定の時効期間が経過した場合に、裁判上の手続による債権回収について検討を行っているか確認できなかった。裁判を行うために必要となる各種費用を把握し、費用対効果を含む回収可能性の検討を適時に実施すべきである。

過去、強制的な債権回収の手続を実施したことはなく、時効により回収が不能となる債権の期日が近づく度に、職員等によって口頭で不納欠損処理が妥当だと結論付けている。回収業務として、債権が時効によっていたずらに消滅しないように管理し、債権の保全が求められているなか、別途機会も設けず、口頭のみで回収を諦めるという判断はすべきではない。

債権の回収可能性について慎重に検討し、また検討の過程を記録として残すことが事後評価や検証のため必要であると考えられる。

【措置の内容】

令和4年度から、督促、催告、現地調査等を実施したが連絡が取れない案件2件について、職員等によってそれぞれの債権の回収可能性について慎重に検討し、また検討の過程を記録として残す対応を実施しています。

令和4年度については、課内で回収の可能性等の検討をし、1件について、奈良簡易裁判所に対して「支払督促の

申立て」を実施しました。結果的には、奈良市で2回の現地調査を行いました。本人の所在の確認が取れず、裁判所から債務者へ文書を送達することができなかつたため、申立てを取り下げました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

19 損害賠償金

(2) 不納欠損処理

② 結果及び意見

回収が困難な債権について適切な時期に不納欠損処理されていない。債権管理条例に基づき、適切な時期に不納欠損処理すべきである。

(契約課、滞納整理課)

【監査結果】

令和2年度に不納欠損処理した3業者のうち2業者については、無資力の宣言を行った平成25年度の時点で債務を履行させることが困難であることが明らかであったことから、債権管理条例第11条第6号に基づき債権放棄及び不納欠損を行うべきであったといえる。また、残りの1業者は訴訟前に自己破産による免責を受けており損害賠償請求権を行使していないため、損害賠償請求を命じた判決が確定した平成21年度から3年を経過した平成24年度の時点で時効を迎えることになり(民法第724条)、この時点で債権管理条例第11条第5号に基づき債権放棄及び不納欠損を行うべきであったといえる。しかし、平成25年3月に施行された債権管理条例の認識が所管課として十分でなかつたため、適切な時期ではない令和2年度に不納欠損を行うこととなった。債権管理条例に基づき、適切な時期に債権放棄及び不納欠損処理を行う必要がある。

なお、このような債権の取扱いについては市の債権管理マニュアルでも記載されており、マニュアルの周知徹底を行い同様の事例が発生しないようにするべきである。

【措置の内容】

指摘にある不納欠損については、全て処理を完了しました。今後同様の事例が発生しないよう、債権の取扱いについて債権管理条例及び債権管理マニュアルを庁内において再周知していきます。

(令和6年3月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年3月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司
奈 監 第 1 1 6 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議長 北良晃様
奈良市教育長 北谷雅人様
奈良市選挙管理委員会委員長 植田茂様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 市民課(市民サービスセンターを含む) 斎苑管理課

共生社会推進課
男女共同参画室
人権文化センター（中、東、南）
西部出張所（総務課、住民課）

(消防局) 総務課 予防課 救急課
(教育委員会)

教育部 教育総務課 教育施設課 地域教育課 学校教育課
いじめ防止生徒指導課 保健給食課 一条高等学校事務室
中学校 三笠 若草 ならやま 平城
小学校 椿井 鼓阪 佐保 平城 柳生 興東 鳥見 大安寺西
鼓阪北 佐保川

選挙管理委員会事務局

2 監査期間

令和6年1月16日から令和6年3月28日まで

3 監査方法

令和4年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和5年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の調査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

市民部

市民課（市民サービスセンターを含む。）

【指摘】

マイナンバーカードの普及促進用の図書カードについて、管理状況を確認したところ、在庫枚数の管理ができていない状況ではなかった。

図書カードは現金等価物であり、紛失や盗難のリスクがあるため、購入枚数及び配布枚数等を的確に把握し、在庫枚数を適切に管理されたい。

市民課（市民サービスセンターを含む。）

西部出張所 住民課

【指摘】

住民票等の発行業務を担っている複数の部署において、減免対象外の住民票記載事項証明手数料を誤って減免している事例があった。

この主な原因は、令和4年4月から減免基準が変更されたことについて、市民課から関係部署への情報伝達が適切に行われていなかったことによるものであった。

制度変更等があった場合には、関係部署との情報共有を十分に行った上で、適正に収納事務を行われたい。

斎苑管理課

【意見】

東山霊苑フェンス設置工事ほか2件の工事について、業者選定が3者による見積り合わせにより行われており、いずれも3者のうち2者の見積額が事前公表している予定価格を超え、残る1者の見積額が予定価格範囲内の近似値であり、当該業者が契約相手方に選定されていた。

このような状況となった際には、見積状況について業者から聴き取りを行う、次回以降の工事発注の際には別の業者から見積書を徴取する、あるいは、予定価格の設定が妥当であったのか検証を行うなど、契約手続の妥当性について説明責任を果たせるよう努められたい。

共生社会推進課

【指摘】

所管課が管理する公有財産（建物）について、老朽化のため取り壊されていたが、公有財産台帳からの削除処理がなされていなかった。

公有財産については、以前から決算審査意見書において、「全ての異動情報の登録業務を手動で行う必要があるため、ヒューマンエラーが起こる内部統制上のリスクが極めて高いと言え、登録が適時になされなければ、市の財産の状況が適切に把握できないことになる。」と意見を述べてきたところである。

公有財産は、取得、処分等の際には公有財産台帳を漏れなく更新した上で、適切に管理されたい。

【意見】

奈良市人権教育推進協議会の事務局は、会則により共生社会推進課内に置くとされており、同課において事務局業務を担っているが、所管課の事務分掌には協議会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

協議会には市から補助金が交付されていることから、補助金の申請者と交付者が同一にならないよう、事務局業務を極力外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、公務としての位置付けを明確にするため、所管課の事務分掌に「奈良市人権教育推進協議会の事務局に関すること。」を明記されたい。あわせて、協議会の担当者と市の補助金交付担当者が課内で同一人とならないようにするなど、事務処理の透明性について説明責任を果たせるよう努められたい。

また、協議会会計の入出金状況を確認したところ、支出伺書等による決裁手続がなされていなかった。

準公金には内部統制上のリスクがあるため、リスクを認識した上で、取扱いについてのルールを定め、これに基づき書類を整備し決裁手続を行うなど適切に事務処理を行われたい。

(教育委員会)

教育部

地域教育課

【指摘】

単価契約で実施されている、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業（バンビーランチ）において、事業の実施起案及び単価契約締結に係る起案の決裁区分が本来の決裁権者ではなく部長専決となっていた。

実施起案及び単価契約の決裁区分については、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）及び奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）に規定する支出負担行為の決定額に予算額（執行見込額）を照らして判断し、また、内容の重要性等により上位者の決裁を受ける運用がなされている。

当該事業は需用費であり、予算額（執行見込額）が1,000万円以上であることから、実施起案及び単価契約の決裁区分は副市長以上となる。

適正な決裁権者まで決裁を受けられたい。

【指摘】

奈良市青少年野外活動センターの指定管理について、基本協定書を査閲したところ、指定管理者が自主事業を実施する場合、事前に市へ事業計画及び収支予算を提出し承認を受けることとされていた。しかし、指定管理者が施設内で物品の販売やレンタルを行っていたことなどについて、市は事業計画等の提出を受けておらず、承認行為を行っていなかった。

また、基本協定書には、自主事業の実施状況及び収支報告の提出を求めることまでは規定されていなかった。

基本協定書に基づき、事業計画等の提出を受けた上で、事業承認されたい。なお、その際には、指定管理者から使用料を徴収することについて検討するなど、必要な手続を取られたい。

あわせて、自主事業については、計画のみならず実績についても重要な情報であることから、実施状況及び収支報告の提出を求めることを基本協定書に明記した上で実績報告を受け、施設所管課として指定管理者による自主事業の状況を適切に把握されたい。

学校教育課

【意見】

奈良ユネスコ協会の事務局は、会則により学校教育課内に置くとされており、同課において事務局業務を担っているが、所管課の事務分掌には「ユネスコに関すること。」としか記載されていなかった。

任意団体の事務局業務について、職員が行う必要性があるとするならば、公務としての位置付けを明確にするため、所管課の事務分掌に「奈良ユネスコ協会の事務局に関すること。」を明記されたい。

また、協会会計の入出金状況を確認したところ、支出伺書等による決裁手続がなされておらず、また、出納簿も作成されていなかった。

事務の誤りや不正な入出金を防ぐために、取扱いについてのルールを定め、これに基づき書類を整備し決裁手続を行うなど適切に事務処理を行われない。

保健給食課

【指摘】

令和4年度決算における学校給食費収入の収入未済額について、財務会計システムの計数と債権管理システムにおける個々の債権の合計額とを照合したところ、一致していなかった。

決算の収入未済額は滞納繰越事務を行う際の重要な情報であり、正確な額を把握していないと債権管理を適正に行うことができなくなる。

不一致の原因を早急に究明し、正確な計数を把握されたい。

【指摘】

学校給食費収入（私債権）について、債権管理システムのデータを抽出して査閲したところ、ほとんどの債権において時効の更新事由である督促等の情報が入力されておらず、消滅時効の管理ができていない状況ではなかった。

また、令和2年の民法改正に伴い消滅時効の期間が変更されるなど取扱いに変更点が生じているが、債権管理システムに改正情報が反映されていなかった。

時効の管理が適正に行われていなければ、債務者から時効の援用があった場合に誤って不納欠損処分を行ってしまうなどのおそれがある。

時効は、債権を管理する上で重要な情報であるため、関係法令の最新情報にも十分留意の上、適正に管理されたい。

【指摘】

教育委員会の附属機関である奈良市学校結核対策委員会の委員に対して、費用弁償が支給されていなかった。

委員がその職務のために旅行したときは、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の規定により、あらかじめ定められた額を費用弁償として支給する必要がある。

今後は、条例の規定に基づき支給額をあらかじめ定めた上で、適正に支給されたい。

【意見】

日本スポーツ振興センター災害共済の給付金については、所管課長名義の通帳に一旦入金され、そこから各学校が管理する通帳に振り込み、各学校から保護者へ給付されている。

当該給付金は、学校の管理下で発生した子どもの負傷等に対する災害給付金であり、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の5第2号に基づき、歳入歳出外現金で保管することができるものである。

公式な手続を踏まえることにより管理上のリスク軽減が図れるよう、歳入歳出外現金にて保管するように改められたい。

【意見】

給食調理業務委託において、市が新たに購入した調理器具を受託業者へ無償で貸与する契約となっていた。

業務委託については、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、受託業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされており、また、受託業者が使用する機械、資材等が相手方から借入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法的義務を課する契約）による正当なものであることが必要であるとされている。

このことから、給食調理業務委託において使用される調理器具については、受託業者によって調達されることが基本となる。それでも、市が管理する調理器具を貸与する際には、別個の賃貸借契約を締結した上で、受託業者が費用を負担するなど、労働者派遣との違いを明確にされたい。

一条高等学校事務室

【指摘】

教員の旅費支給については、各種会議出席、各種大会参加、引率等、支給事由が様々であり、また、対象入

数も多いため、旅行命令漏れがないか、実際に旅行したか、旅費対象か教員特殊業務手当か、支給漏れがないかなど、支給に係る留意点が多い業務となっている。

これらの点を踏まえ、教員の旅費に関する書類を査閲したところ、支給漏れの事例が見受けられた。

教員の旅行命令については、庶務事務システムで管理できず、書面での手続であることから、旅費の支給状況の把握が不十分であると支給漏れのリスクがある。

旅費の執行状況について定期的に確認を行い、支給漏れのないよう徹底されたい。

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人瀨瀬和雅から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

令和6年3月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 宮 池 明
 同 内 藤 智 司

別添省略

(令和6年3月29日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第18号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月27日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社三晟建設	代表取締役 南山 満子	奈良市北袋町32番地	令和6年3月21日

(令和6年3月27日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第7号

令和6年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和6年3月22日

奈良市教育委員会
 教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和6年3月27日（水） 午前9時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告 (1) 財産の取得について

教育長報告 (2) 奈良市指定文化財の指定解除について

教育長報告 (3) 市立幼稚園の再編方針について

議事

- 議案第43号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長について
- 議案第44号 奈良市指定文化財の指定について
- 議案第45号 奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正について
- 議案第46号 旧富雄第三幼稚園の土地、建物及び工作物の用途廃止について
- 議案第47号 人事について
- 議案第48号 教職員の人事について
- 議案第49号 教職員の人事について

その他報告事項

- その他報告事項(1) 奈良市学校部活動のあり方検討懇話会の進捗について
- その他報告事項(2) 奈良市立小学校におけるいじめ事象について
- その他報告事項(3) 奈良市立小学校におけるいじめ事象について
- その他報告事項(4) 「生活調べ」アンケートの結果について

傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前8時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年3月22日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第2号

令和6年3月30日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

令和6年3月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植田 茂

氏名 植田 茂
住所 奈良市高畑町859番地の9

(令和6年3月30日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定による委員長の職務代理者に次の者を指定しました。

令和6年3月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植田 茂

委員 西久保 武志
住所 奈良市六条一丁目13番31-3号

(令和6年3月30日揭示済)